

第2期兵庫県スポーツ推進計画（案）

パブリック・コメント意見結果反映

パブリック・コメントの反映

文言修正

- 「親子」→「保護者等と一緒に」
- 「家族」→「保護者だけでなく多世代で」

注釈追加

- ・アーバンスポーツ
- ・コンソーシアム
- ・（公財）日本スポーツ協会・（公財）日本パラスポーツ協会公認指導者資格等について

※反映した箇所には下線部を引いています。

令和4年2月

兵庫県教育委員会

前 文

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
- 2 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
- 3 計画の期間及び運営・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2

第 1 部 兵庫県スポーツ推進計画の取組状況と今後の取組方向・・・P. 3

- 重点目標 1 スポーツをする子どもの増加と体力の向上・・・P. 4
- 重点目標 2 成人のスポーツ実施者の増加・・・・・・・・P. 6
- 重点目標 3 競技力レベルの向上・・・・・・・・・・・・P. 8
- 重点目標 4 障害のある人のスポーツ参加者の増加・・・P. 11
- 重点目標 5 手軽に参加できるスポーツ環境の整備・・・P. 13

第 2 部 第 2 期兵庫県スポーツ推進計画の基本理念と政策目標・・・P. 15

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 15
- 2 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 16
- 3 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 16
- 政策目標 1 子ども・ユーススポーツの推進・・・・・・・・P. 17
- 政策目標 2 生涯スポーツの推進・・・・・・・・・・・・P. 20
- 政策目標 3 競技スポーツの推進・・・・・・・・・・・・P. 23
- 政策目標 4 障害者スポーツの推進・・・・・・・・・・・・P. 26

前 文

1 はじめに

平成 23 (2011) 年にスポーツ基本法が制定され、スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現をめざして、「全ての国民のスポーツ機会の確保」「健康長寿社会の実現」「スポーツを通じた地域活性化、経済活性化」に取り組むこととなりました。

その後、平成 25 (2013) 年に、2020 年に東京で再びオリンピックが開催されることが決定し、平成 27 (2015) 年 10 月にはスポーツ庁が創設される等、スポーツに関する施策を総合的に推進する体制が整いました。

本県では、平成 24 (2012) 年に、今後 10 年間のスポーツ施策の基本的な考え方や、具体的な方向性を示す「兵庫県スポーツ推進計画」を策定し、「生涯スポーツ」「競技スポーツ」「障害者スポーツ」においてその振興を図ってきました。

また、「ラグビーワールドカップ 2019」、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」、「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」という大規模な国際競技大会が続く令和元 (2019) 年から 3 年間のゴールデン・スポーツイヤーズに向け、県民のスポーツへの関心を高める取組を進めてきました。

しかしながら、令和元 (2019) 年 12 月以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が、私たちの日常生活に未曾有の事態をもたらし、スポーツイベントや競技大会も延期・中止を余儀なくされました。

現時点においても感染症の収束は見通せない状況にありますが、「with コロナ」「ポストコロナ」時代を見据えたスポーツの振興を進めることも必要です。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、新たなルールやスタイルで行う競技が注目を集めました。また、女性のさらなる活躍が期待されるとともに、本格的な人口減少社会や人生 100 年時代を迎えて、スポーツのもつ潜在的で多様な価値である健康増進や地域活性化への期待も高まっています。

このような背景とともに、国の「スポーツ基本計画」を参酌しつつ、「兵庫県スポーツ推進計画」の成果と課題を踏まえ、今後の 10 年間の本県におけるスポーツ推進の指針となる「第 2 期兵庫県スポーツ推進計画」を策定しました。

2 計画の性格

- 本計画の性格は、次のとおりです。
 - ・スポーツ基本法第10条の規定に基づく、本県のスポーツ施策に関する基本的な計画
 - ・県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条に基づき、県議会の議決を経て策定

【スポーツ基本法】

（スポーツ基本計画）

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画を定めなければならない。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

【県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例】

（議会の議決）

第3条 知事等は、基本的な計画の策定、変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）又は廃止をするに当たっては、当該計画のうち基本構想に係ることについて、議会の議決を経なければならない。

3 計画の期間及び運営

- 計画期間は、令和4（2022）年度～令和13（2031）年度までの10年間です。中間期にあたる令和8（2026）年度に内容を見直します。
- 具体的な施策を盛り込んだ実施計画を定めるとともに、その検証を毎年度実施し、その結果を次年度の取組に反映していきます。
- 具体的な施策の推進にあたっては、ひょうごビジョン2050を踏まえながら、県・市町及び関連機関、県内スポーツ団体、大学、民間事業者等が一体となって、本県スポーツ推進に取り組めます。

第 1 部 兵庫県スポーツ推進計画の取組状況と今後の取組方向

「兵庫県スポーツ推進計画」(「前計画」という。計画期間：平成 24 年度～令和 3 年度)では、基本理念である「一人ひとりが健康で、いきいきと暮らす社会『スポーツ立県ひょうご』の実現」に向けて 5 つの重点目標を設け、様々な各種施策を展開してきました。

新しい計画を策定するにあたり、指標を基に前計画の成果と課題を検証することとしていましたが、令和元(2019)年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大から、運動・スポーツの活動に感染防止の対策が求められ、多くの大会が中止となりました。そのため、前計画の総仕上げとして予定していたゴールデン・スポーツイヤーズにおける取組が実施できませんでした。

このため、令和元(2019)年度までの取組状況を整理するとともに、社会情勢等の変化も踏まえながら、今後の取組方向をとりまとめました。

[前計画の令和元(2019)年度取組状況]

53 項目の内、全体として 40 項目(75.5%)が「概ね順調」以上となっています。

年次目標に対して ◎順調 : (達成率 100%) △やや下回った : (達成率 70%以上)
 ○概ね順調 : (達成率 90%以上) ▲下回った : (達成率 70%未満)

| 区 分 | | ◎ | ○ | △ | ▲ |
|--------|---------------------|----|----|----|---|
| 重点目標 1 | スポーツをする子どもの増加と体力の向上 | 4 | 15 | 8 | 0 |
| 重点目標 2 | 成人のスポーツ実施者の増加 | 3 | 3 | 1 | 0 |
| 重点目標 3 | 競技力レベルの向上 | 3 | 2 | 2 | 0 |
| 重点目標 4 | 障害のある人のスポーツ参加者の増加 | 5 | 1 | 0 | 0 |
| 重点目標 5 | 手軽に参加できるスポーツ環境の整備 | 3 | 1 | 2 | 0 |
| 合 計 | | 18 | 22 | 13 | 0 |

重点目標 1 スポーツをする子どもの増加と体力の向上

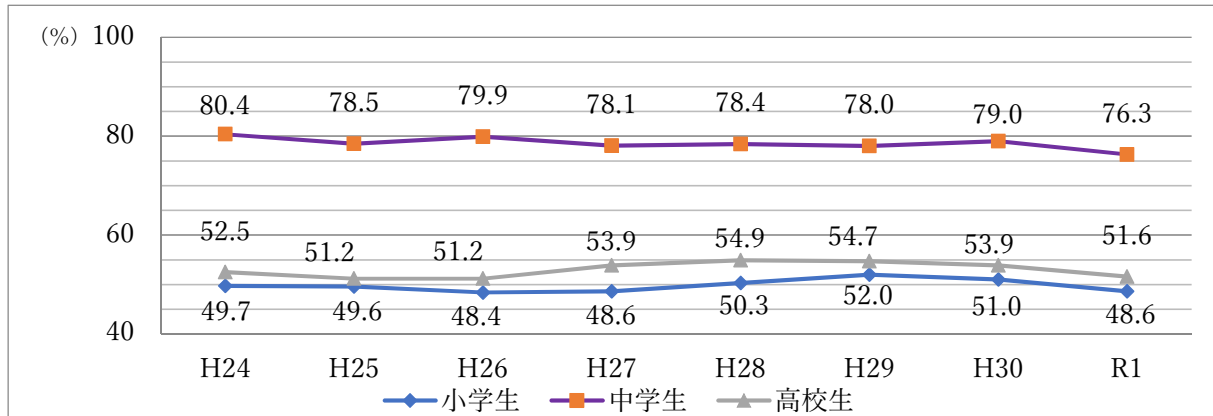
子どもたちが、豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を培い、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の育成を図る。

[取組状況]

1 スポーツ（学校体育授業を除く週7時間以上）をする子どもの増加

小学校・中学校・高等学校いずれも横ばいか減少傾向にあります。

スポーツ（学校体育授業を除く週7時間以上）をする子どもの割合

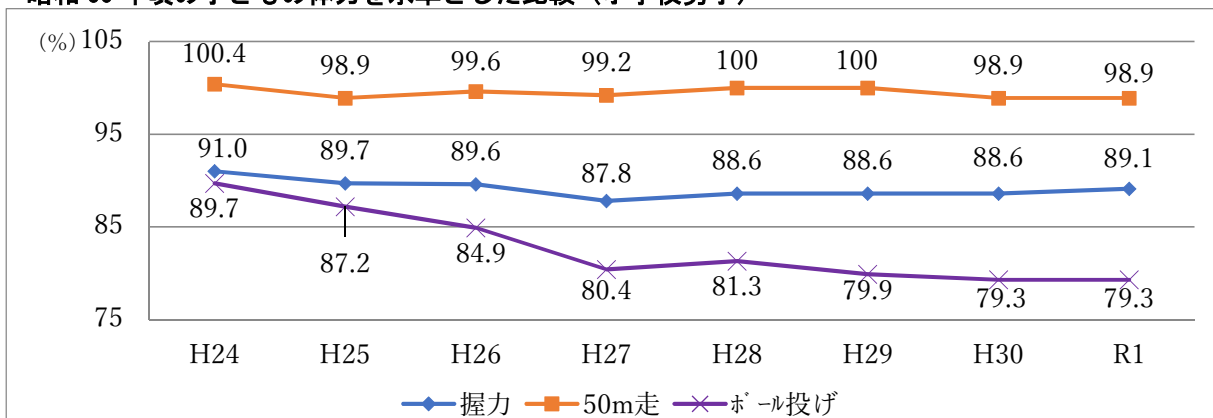


2 子どもの体力を昭和60年頃の水準と同等以上にする

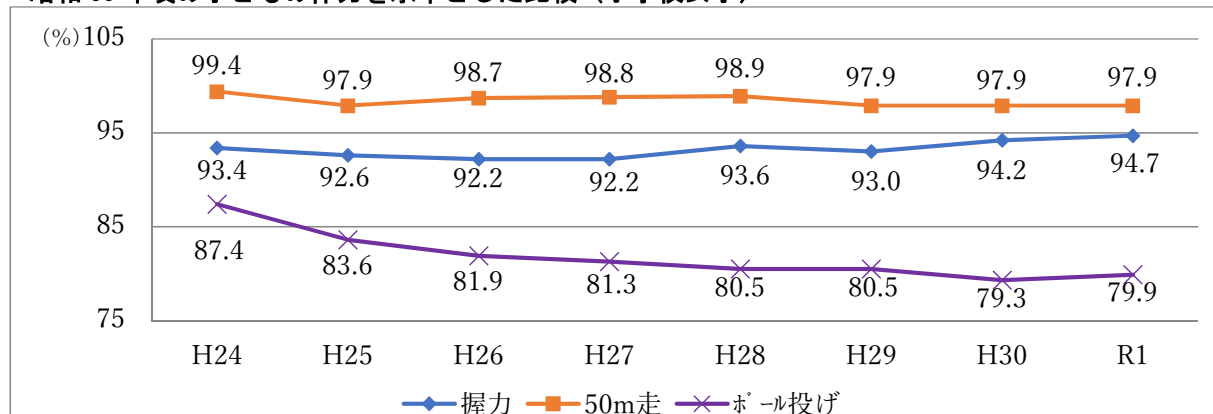
すべての校種で握力、持久走（小学校除く）、ボール投げは未達成となっています。

50m走では小学校男女、高等学校男子は未達成となっています。

昭和60年頃の子どもの体力を水準とした比較（小学校男子）



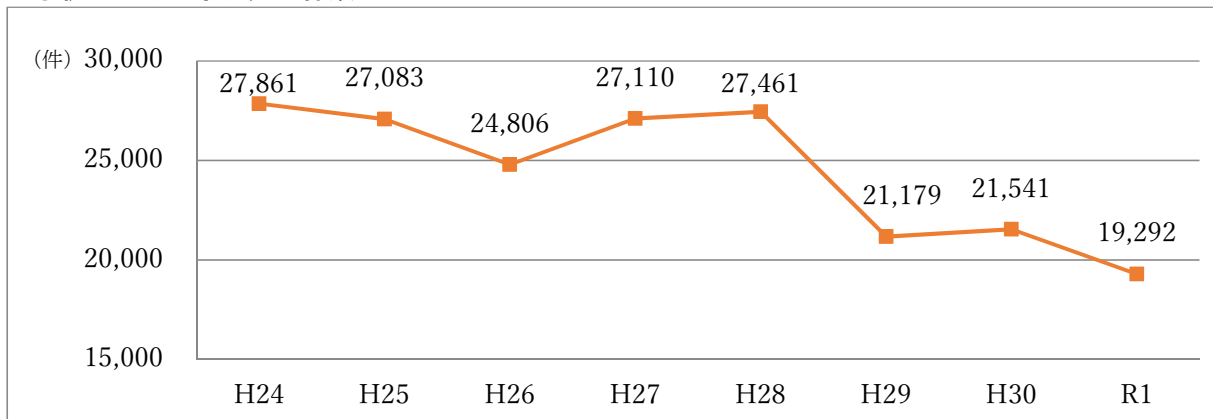
昭和60年頃の子どもの体力を水準とした比較（小学校女子）



3 学校における事故発生件数の減少

減少傾向にあります。H24:27,861件 → R1:19,292件 [-8,569件]

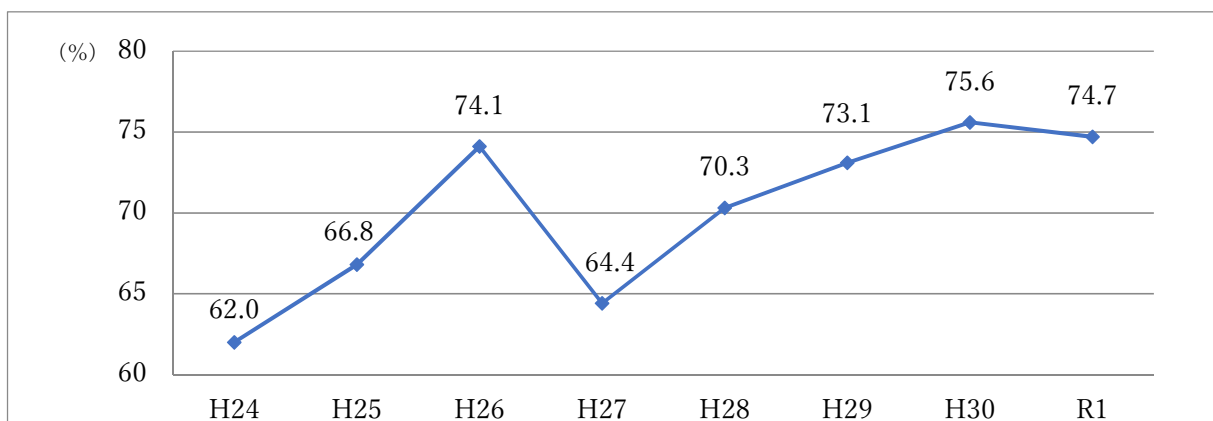
学校における事故発生件数



4 親子で行うスポーツプログラムを実施するクラブの増加

増加傾向にあります。H24:62.0% → R1:74.7% [+12.7%]

親子で行うスポーツプログラムを実施するクラブの割合



【今後の取組方向】

- 幼児期から運動遊び等を通じて、運動習慣の定着を図る取組が必要です。
- 小学校・中学校・高等学校においては、体育授業等で効果的な指導内容となるよう改善が必要です。
- 近年、スクリーンタイム（ゲームやスマートフォン等の利用時間）が急速に増加していることから、体を動かす時間が減少しています。そのため、学校や地域においてスポーツをする機会や保護者等と一緒にスポーツができる機会を充実させることが必要です。
- 学校における事故については、依然として運動部活動中の発生が多いことから、種目の特性を踏まえた医・科学的トレーニングの積極的な導入等が必要です。

重点目標 2 成人のスポーツ実施者の増加

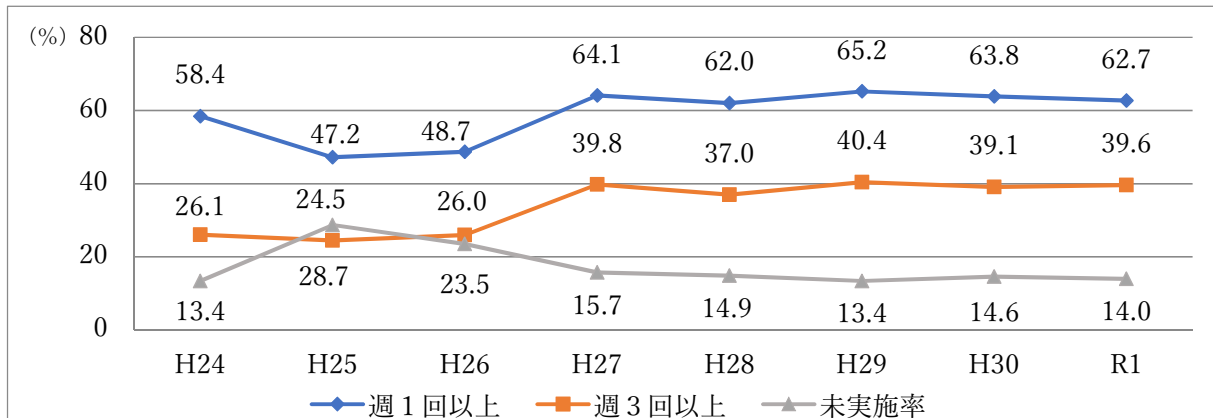
だれもが生涯にわたって、それぞれの体力や年齢に応じて、いつでもどこでもスポーツを楽しむことができる生涯スポーツを普及する。

[取組状況]

1 年間を通じた成人のスポーツ実施率の増加

増加傾向にあります。週1回以上 H24：58.4% → R1：62.7% [+4.3%]

成人の運動実施率



2 成人が参加できる種目を複数有する「スポーツクラブ21ひょうご」クラブ数の増加

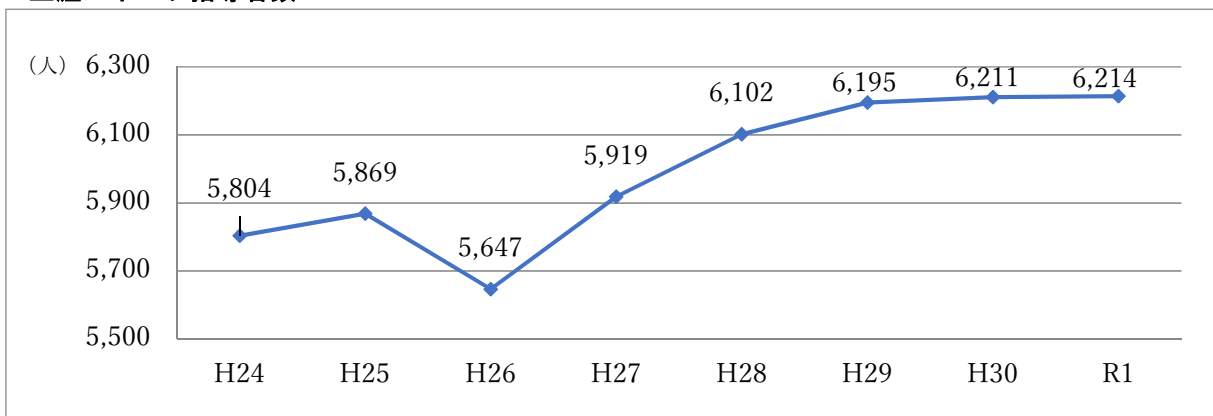
(平成30年度から指標に追加)

微増となっています。H30：72.0% → R1：75.0% [+3.0%]

3 生涯スポーツ指導者数の増加

増加傾向にあります。H24：5,804人 → R1：6,214人 [+410人]

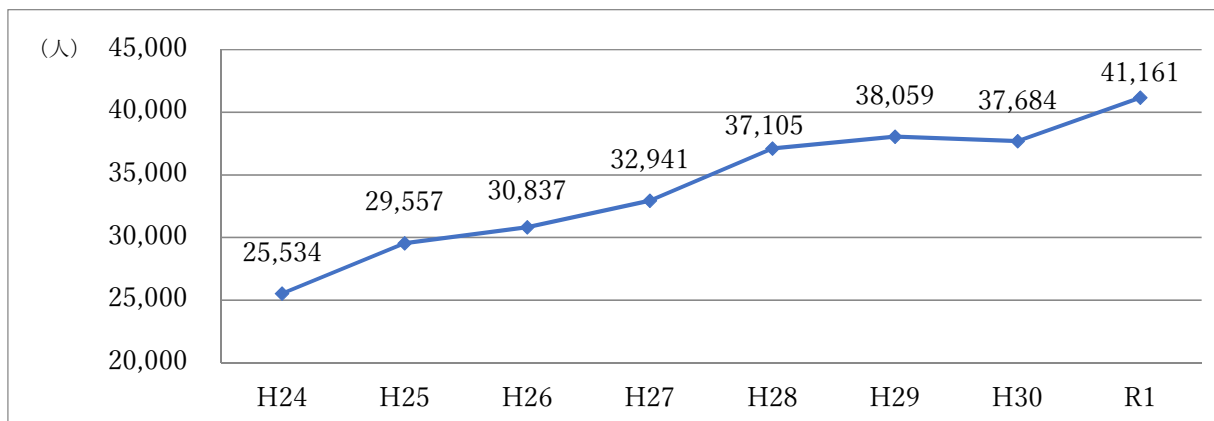
生涯スポーツ指導者数



4 スポーツボランティア登録者数の増加

増加傾向にあります。 H24:25,534人 → R1:41,161人 [+15,627人]

スポーツボランティア登録者数



5 「ひょうご女性スポーツの会」加盟団体数の増加 (平成30年度から指標に追加)

設立時より1団体増加しています。 H30:13団体 → R1:14団体 [+1団体]

【今後の取組方向】

- 成人のニーズに対応できるよう総合型地域スポーツクラブの質的充実に取り組み、気軽に参加できるスポーツ環境を整備する必要があります。
- ボランティアが継続的な活動を望むよう満足度を高めるとともに、魅力ある国際・全国レベルの大会等の招致が必要です。
- 男性に比べ低調な女性のスポーツ実施率を高めるため、女性特有の課題に着目した医・科学的なサポート体制を整備するとともに、スポーツ指導者やスポーツ団体における女性役員の割合の増加が必要です。

重点目標3 競技力レベルの向上

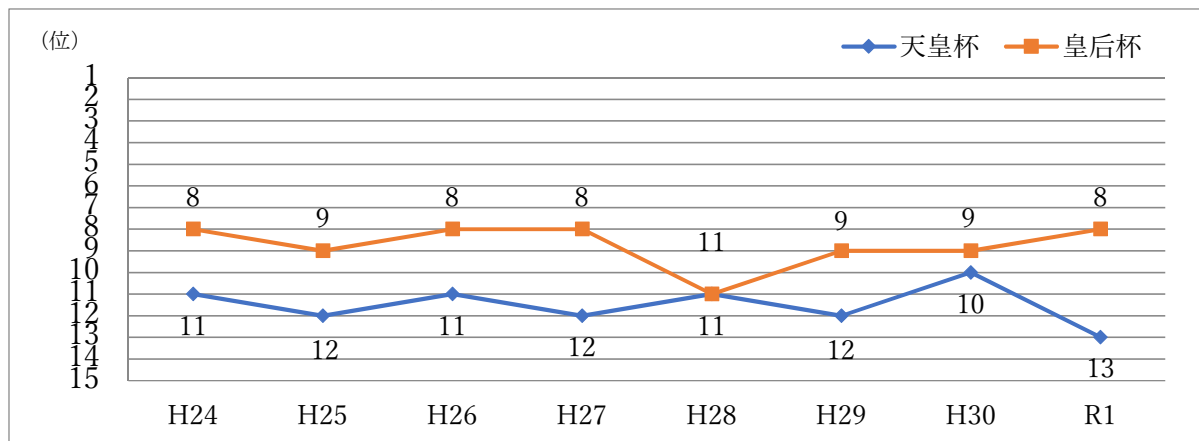
本県のスポーツ選手の活躍を支援し、兵庫ゆかりの選手の活躍により、県民に夢と感動を与え、県民のスポーツへの関心を高める。

[取組状況]

1 国民体育大会天皇杯・皇后杯8位以内入賞の継続

皇后杯は4回入賞し、天皇杯は入賞できていない状況が続いています。

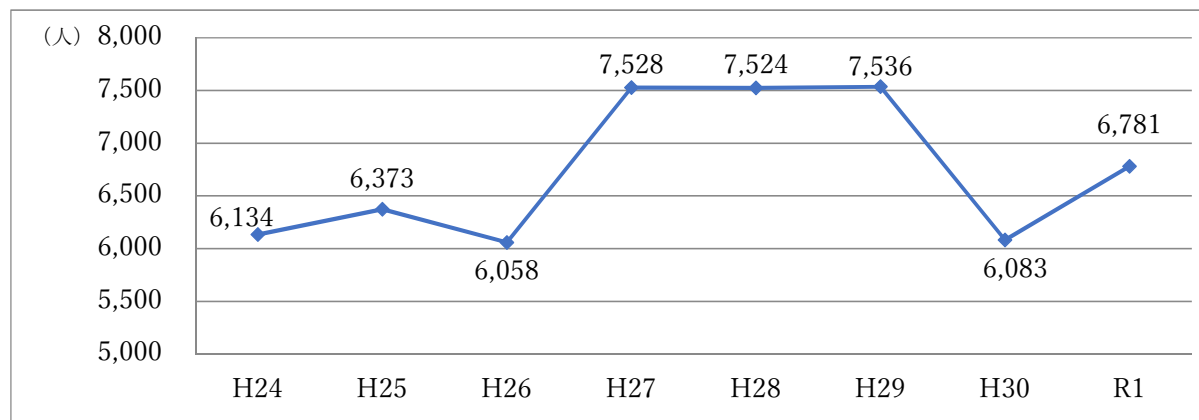
国民体育大会天皇杯・皇后杯の順位



2 ジュニアスポーツ教室参加者数の増加

増加傾向にあります。 H24:6,134人 → R1:6,781人 [+647人]

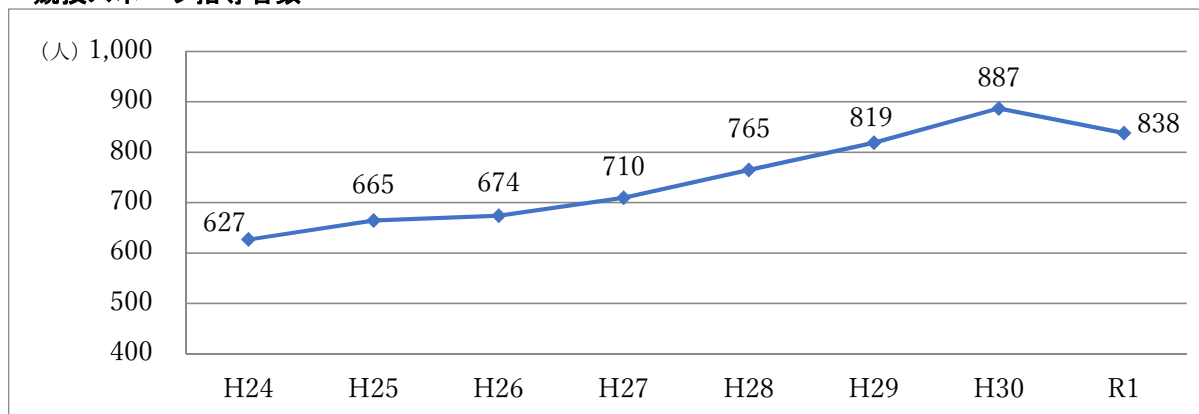
ジュニアスポーツ教室参加者数



3 競技スポーツ指導者数の増加

増加傾向にあります。 H24:627人 → R1:838人 [+211人]

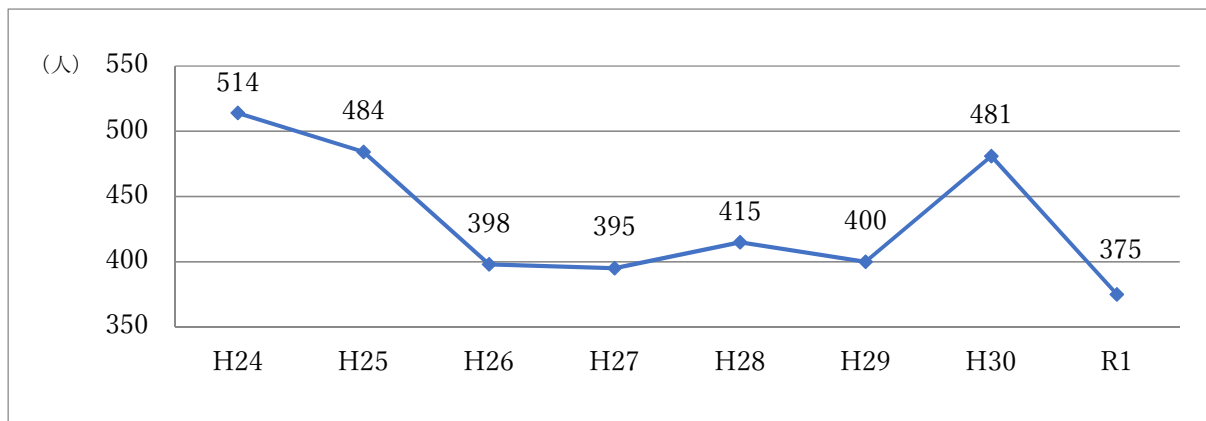
競技スポーツ指導者数



4 国内外で活躍する本県選手数の維持

H30は増加していますが、減少傾向にあります。 H24:514人 → R1:375人 [-139人]

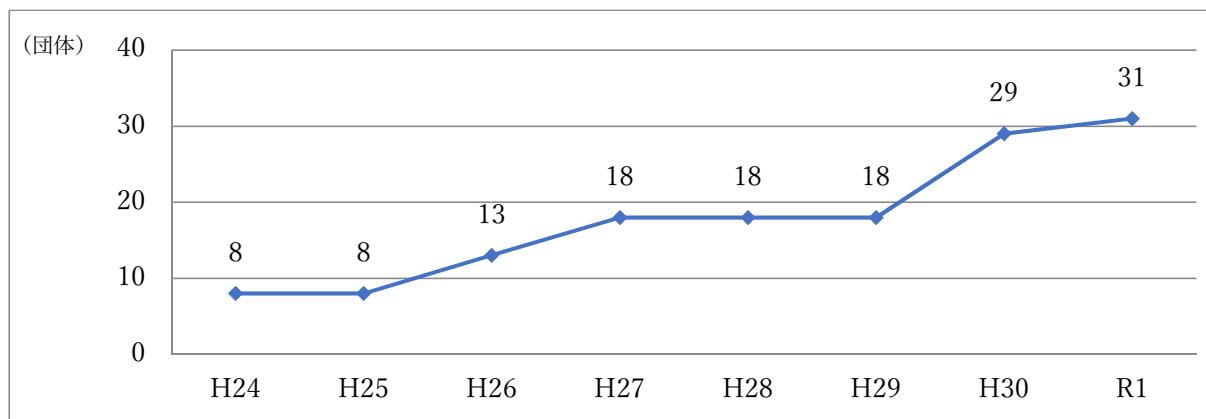
国内外で活躍する本県選手数



5 強化拠点を持つ競技団体の増加

大幅に増加しています。 H24:8団体 → R1:31団体 [+23団体]

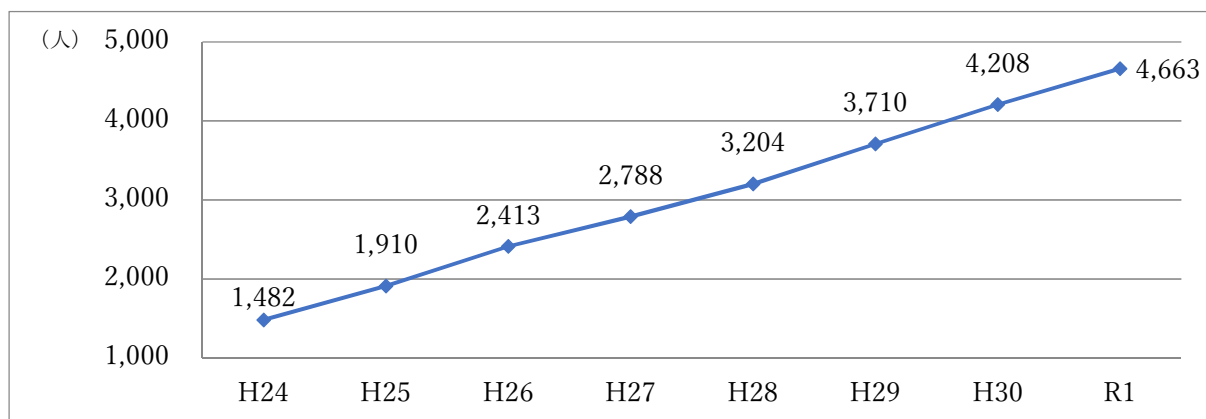
強化拠点を持つ競技団体数



6 アンチ・ドーピング研修会への参加者数の増加

大幅に増加しています。 H24:1,482人 → R1:4,663人 [+3,181人]

アンチ・ドーピング研修会への参加者数



【今後の取組方向】

- 本県の競技力の向上のため、スポーツ団体との連携のもと、次の取組が必要です。
 - ・ スポーツ医・科学、情報の活用など効果的で戦略的な強化
 - ・ ジュニア期からの計画的な発掘・育成・強化
 - ・ 指導者（特に女性指導者）の育成
 - ・ トレーニング指導、栄養指導など競技力向上を側面から支える人材の育成
 - ・ 強化拠点の整備促進
- （公財）兵庫県体育協会や（一社）兵庫県薬剤師会等との連携のもと、ドーピングに係る最新情報を常に入手できる環境づくりが必要です。

重点目標 4 障害のある人のスポーツ参加者の増加

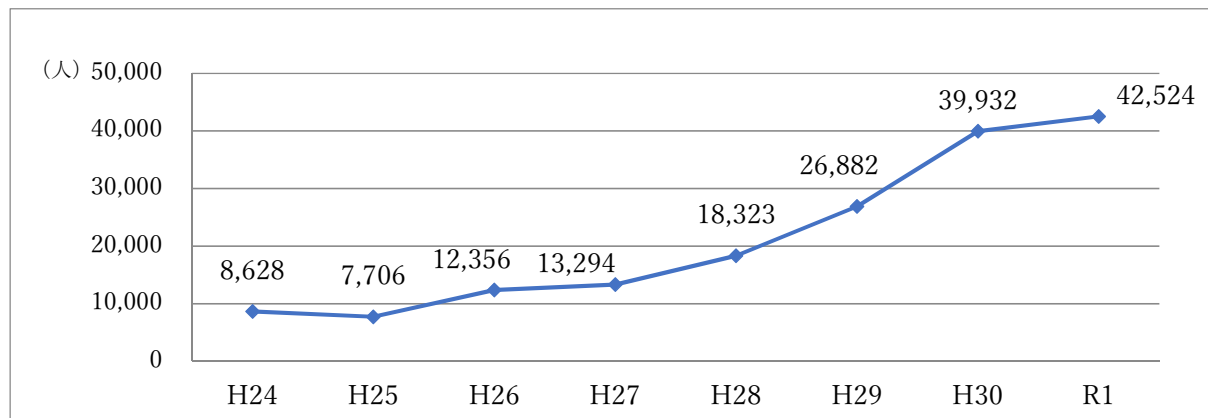
障害のある人が、スポーツを通じて、自らの能力を最大限に発揮し、個性豊かに生きることができるユニバーサル社会の実現を目指す。

[取組状況]

1 全県を対象としたスポーツ大会の参加者数の増加

大幅に増加しています。 H24:8,628人 → R1:42,524人 [+33,896人]

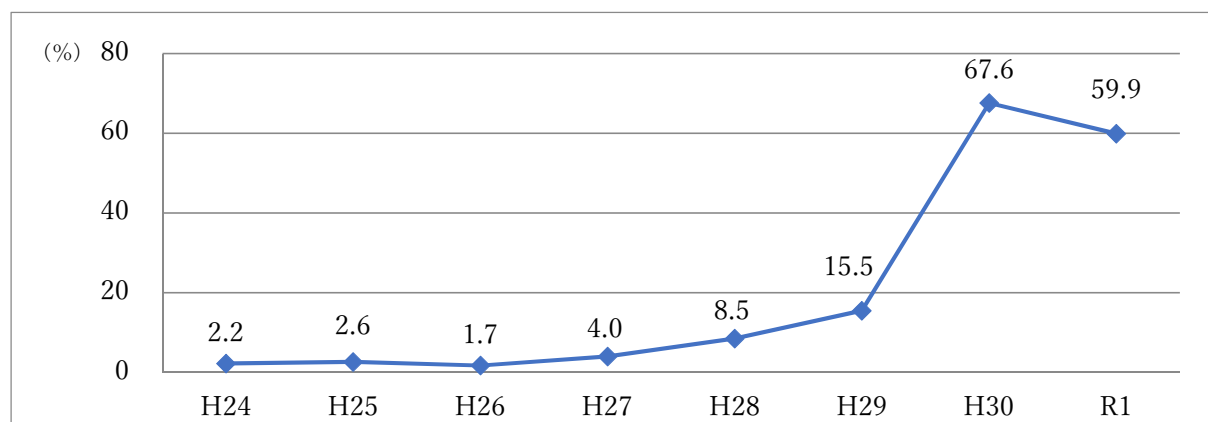
全県を対象としたスポーツ大会の参加者数



2 障害者が気軽に参加できるスポーツに取り組んでいる「スポーツクラブ21ひょうご」の増加

大幅に増加しています。 H24:2.2% → R1:59.9% [+57.7%]

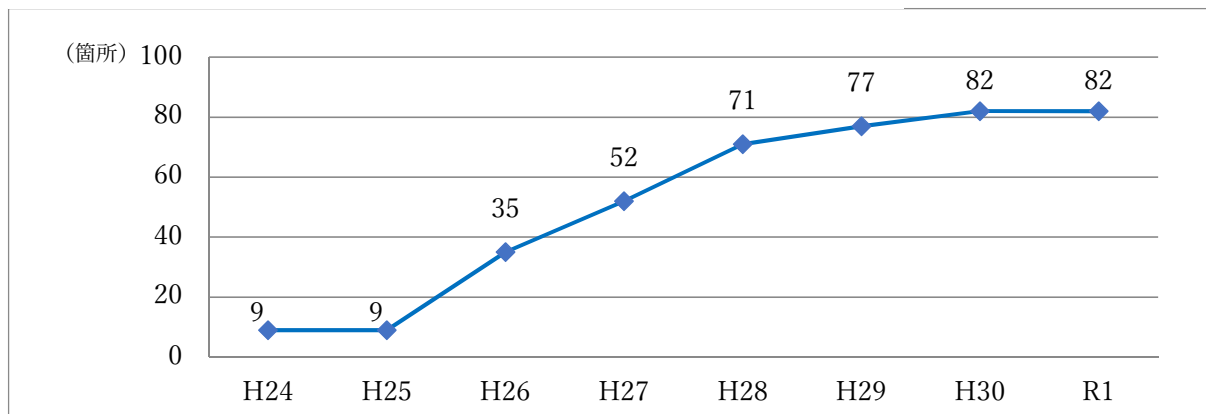
障害者が気軽に参加できるスポーツに取り組んでいる「スポーツクラブ21ひょうご」の割合



3 障害者スポーツ推進拠点の増加

大幅に増加しています。 H24:9箇所 → R1:82箇所 [+73箇所]

障害者スポーツ推進拠点数

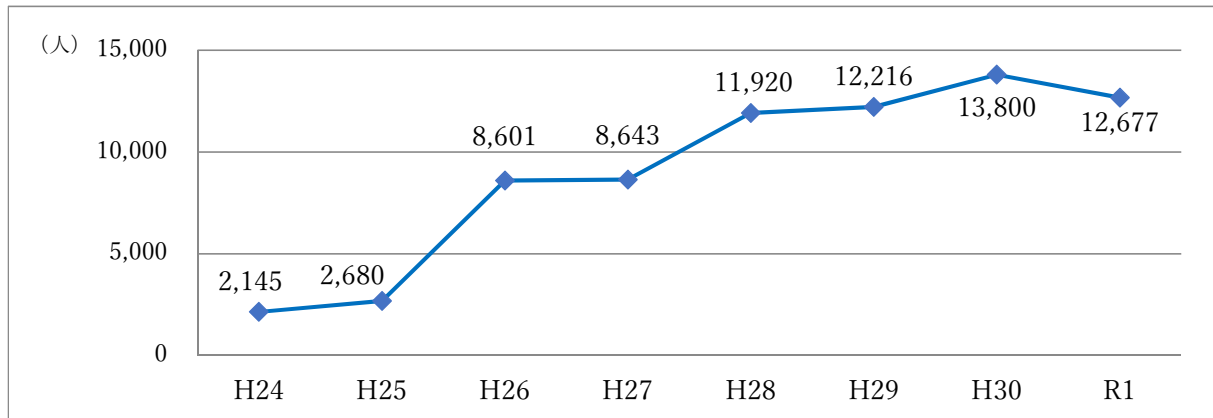


- 4 全国障害者スポーツ大会都道府県別メダル獲得数8位以内の継続（平成30年度から指標に追加）
H30:5位（R1:台風による大会中止）

5 障害者スポーツサポーターへの参加者数の増加

増加傾向にあります。 H24:2,145人 → R1:12,677人 [+10,532人]

障害者スポーツサポーターへの参加者数



6 (公財)日本障がい者スポーツ協会(※)公認指導者登録者数の増加(平成30年度から指標に追加)

(※R3.10.1より(公財)日本パラスポーツ協会)

着実に増加しています。 H30:1,264人 → R1:1,317人 [+53人]

【今後の取組方向】

- パラリンピックにより障害者スポーツへの関心が高まったため、対応できる練習・大会施設の確保と県民のさらなる理解促進が必要です。
- 障害者スポーツを「知っている・やったことがある」段階から「やり方がわかる・みんなができる」段階にまで向上させる取組が必要です。
- 希望日に利用できないことが多いため、トレーニングセンターの整備と施設のさらなる増加が必要です。
- トップアスリートをめざす障害者スポーツ選手への専門的技術指導、作業療法士や栄養士等の専門家による多角的なアスリート支援事業等の継続が必要です。
- 障害者スポーツサポーターへの参加者は増加しつつあるが、継続的で長期的なサポーターの確保のため大学等との連携が必要です。
- 障害者スポーツ指導者養成講習会を継続するとともに、トップアスリートを育てる指導者の早急な育成が必要です。

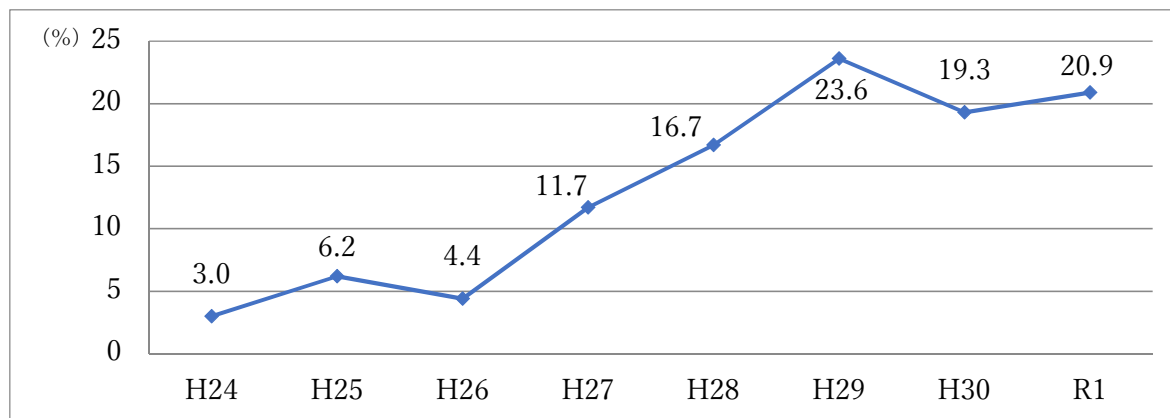
重点目標5 手軽に参加できるスポーツ環境の整備

官（行政）・民（NPO法人等）・学（大学等）・産（企業）の連携・協働による手軽に参加できるスポーツ環境の整備を推進する。

[取組状況]

- 1 大学や企業と連携したスポーツイベント等の開催に取り組む「スポーツクラブ21ひょうご」の増加傾向にあります。 H24:3.0% → R1:20.9% [+17.9%]

大学や企業と連携したスポーツイベント等の開催に取り組む「スポーツクラブ21ひょうご」の割合



- 2 体育施設の開放に取り組む公立学校の増加 (平成30年度から指標に追加)

中学校では減少し、高等学校では微増しています。

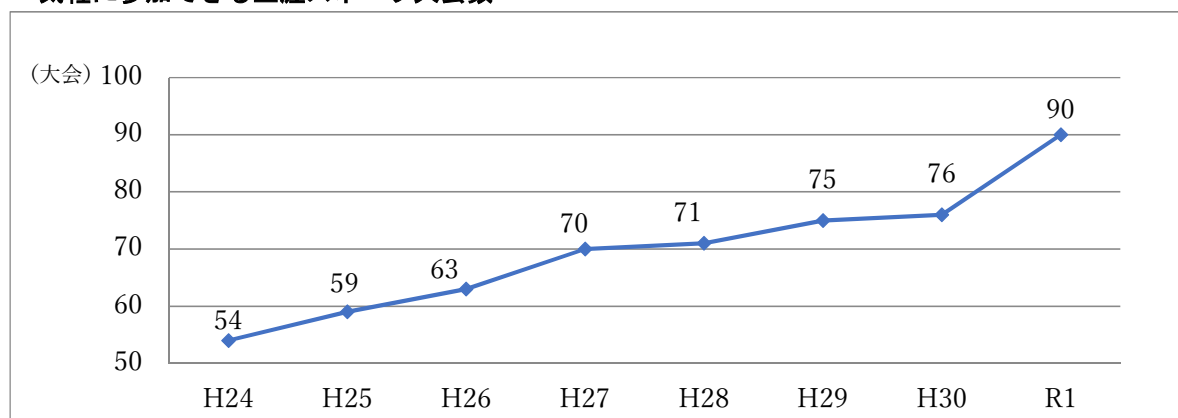
中学校 H30:77.0% → R1:73.5% [-3.5%]

高等学校 H30:71.1% → R1:71.3% [+0.2%]

- 3 気軽に参加できる生涯スポーツ大会数の増加

着実に増加しています。 H24:54大会 → R1:90大会 [+36大会]

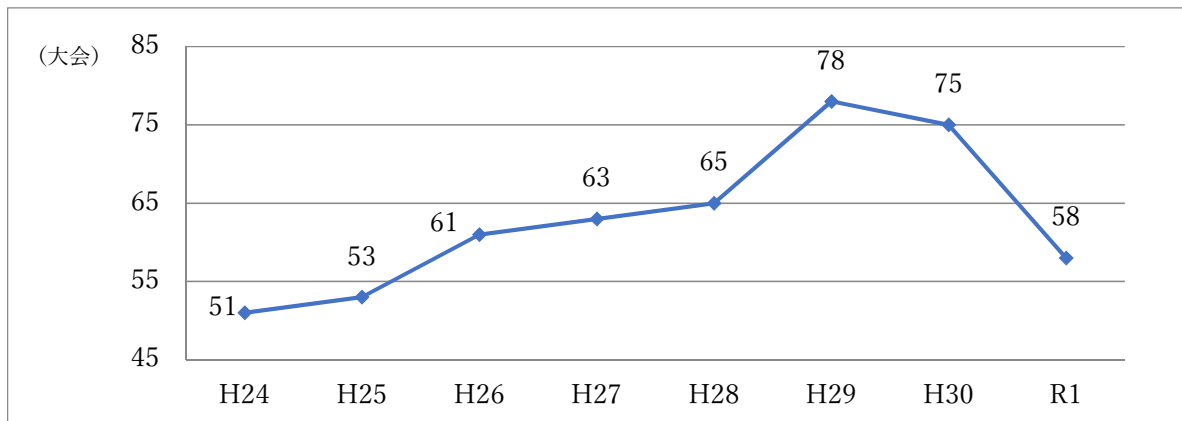
気軽に参加できる生涯スポーツ大会数



4 国内外トップレベルスポーツ大会の開催数の増加

増加傾向にあります。 H24:51 大会 → R1:58 大会 [+7大会]

国内外トップレベルスポーツ大会の開催数



5 「オリンピック・パラリンピック」の事前合宿誘致数の増加 (平成30年度から指標に追加)

着実に増加しています。 H30:9件 → R1:17件 [+8件]

6 「ワールドマスターズゲームズ2021 関西」の県民参加者数 (平成30年度から指標に追加)

実績値なし (開催延期)

【今後の取組方向】

- 大学や企業が有する指導者、トップアスリート、施設等の資源活用に向け、さらなる連携強化が必要です。
- 地域住民が利用しやすい学校体育施設の管理方法（鍵管理）等の検討が必要です。
- トップチーム・トップアスリート等によるスポーツ教室や交流イベントの積極的な招致が必要です。
- 県民のスポーツへの関心を高め、「みる」スポーツから、「する・ささえる」スポーツに移行する機会となるワールドマスターズゲームズへの積極的な参加を促進する取組が必要です。
- スポーツ団体との連携による公認スポーツ指導者資格の取得促進を図り、地域スポーツの運営や指導を担う人材育成が必要です。

第2部 第2期兵庫県スポーツ推進計画の基本理念と政策目標

1 目的

スポーツ「Sport」は、19～20世紀にかけて世界で一般化した言葉であり、その由来はラテン語の「deportare」（デポルターレ）という単語だと言われています。デポルターレとは、「運び去る、運搬する」の意で、転じて、精神的な次元の移動・転換、やがて「義務からの気分転換、元気の回復」、仕事や家事といった「日々の生活から離れる」気晴らしや遊び、楽しみ、休養といった要素を指します。

本来、「スポーツ」という言葉がもつ範囲はとても広く、一部の競技選手や運動に自信がある人だけのものではなく、朝の体操から何気ない散歩やランニング、気分転換のサイクリング、家族や気の合う仲間と行くハイキングなど、それぞれの適性或志向に応じて、自由に楽しむことができるものです。

このようにスポーツは広い概念ですが、第2期兵庫県スポーツ推進計画（以下「本計画」という。）では、単なる運動や体力づくりとは異なり、記録や勝敗を決めるための「ルール」が決められている運動を「スポーツ」として取り扱い、日常の運動や体力づくりは、スポーツを行うために必要な身体活動と捉えています。

さらには、スポーツとの関わり方は「する」ことだけではありません。たとえば、オリンピックやパラリンピックを夢中で観戦し応援された方や、大会やイベントにボランティアとして参加された方も多いでしょう。スポーツを「みる」「ささえる」という行為によって、自分との戦いに身を投じるトップアスリートの姿に心を震わせ、勇気をもらうことができます。

また、東京2020オリンピックで採用された^{スリーエックススリー}3×3バスケットボールやスポーツクライミングなどのアーバンスポーツや、ICT等を活用した新しいスポーツへの参画スタイルも注目されています。さらに、ワールドマスターズゲームズに代表されるスポーツとツーリズムを組み合わせたイベントや大会も増えています。

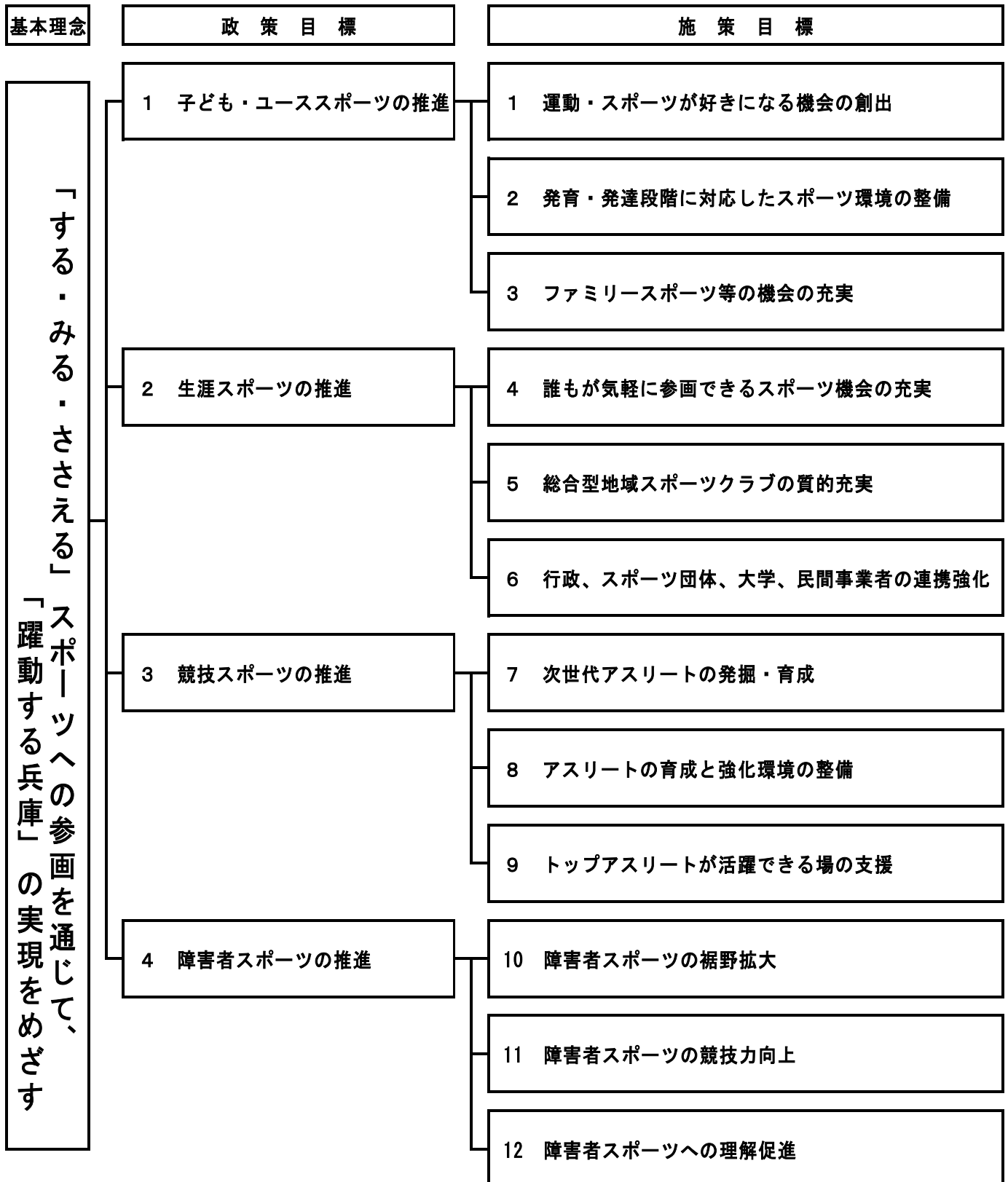
本計画では、このような社会の動向等を踏まえつつ、①生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基盤を作る「子ども・ユーススポーツの推進」、②人生100年時代を見据えて、全ての県民がスポーツに親しむ「生涯スポーツの推進」、③国内外でトップアスリートが活躍する「競技スポーツの推進」、④スポーツを通じた共生社会を実現する「障害者スポーツの推進」の4つを柱に、「する・みる・ささえる」の横断的な観点から、スポーツの振興を図り、「躍動する兵庫」の実現をめざします。

2 基本理念

兵庫県におけるスポーツ行政の根幹となる考え方を基本理念として、以下のとおり掲げます。

「する・みる・ささえる」スポーツへの参画を通じて、
「躍動する兵庫」の実現をめざす

3 体系図



政策目標 1 子ども・ユーススポーツの推進

めざすべき方向性

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するため、運動・スポーツなど体を動かすことが好きな子どもの増加をめざし、幼児期からのスポーツ環境の整備に取り組みます。

1 運動・スポーツが好きになる機会の創出

幼児にとって体を動かして遊ぶ機会は、その後の児童期、青年期への運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成に繋がることから、主体的に体を動かす「運動遊び」を中心とした身体活動を、幼児の生活全体の中に確保していくことが求められています。

これらを踏まえ、運動習慣の基盤づくりに取り組みます。また、運動・スポーツをはじめのきっかけ作りや運動が好きになる機会を創出するため、総合型地域スポーツクラブ¹の質的充実や機運醸成につながる国際・全国レベルの大会の招致に取り組みます。

[施策の方針]

ア 幼児期からの体を動かす遊びを通じて運動習慣づくりを推進

「幼児期運動指針（平成 24 年 3 月）」（文部科学省）やこれに基づくガイドブックなどの指導参考資料の活用を各幼稚園等に働きかけ、幼児期からの運動習慣づくりについて保護者等への普及・啓発に取り組みます。

イ スポーツの多様なニーズに対応するため、総合型地域スポーツクラブの質的充実を推進

年齢・性別、体力や技能の程度、障害の有無にかかわらず、スポーツの多様な楽しみ方が体験できるよう、初心者教室や文化教室の開催など、総合型地域スポーツクラブの質的充実に取り組みます。

¹ 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、多世代・多種目・多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ

ウ スポーツへの関心を高めるため、国際競技大会等の招致を推進

国際・全国レベルの大会や合宿の積極的な招致による交流イベント等を通じた青少年の健全育成、持続可能なイベントや大会の開催を通じたスポーツツーリズム²を推進し、交流人口の拡大と地域コミュニティの形成・強化に取り組みます。

2 発育・発達段階に対応したスポーツ環境の整備

近年、都市化・生活の利便性が高まるなど、生活環境の変化、スクリーンタイム（ゲームやスマートフォン等の利用時間）の急激な増加から、子どもが運動・スポーツに親しむ機会が減少しています。また、運動部活動においても、少子化や教員の働き方改革³などにより、従前同様の運営体制での維持は難しくなっており、合理的かつ効率的・効果的な運動部活動の推進が求められています。

これらを踏まえ、児童のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立に取り組むとともに、生徒の多様なニーズに対応できるスポーツ環境の整備に取り組みます。また、将来有望なアスリートの支援体制を整備し、国民体育大会や国際競技大会等で活躍する人材の輩出に取り組みます。

[施策の方針]

ア 運動遊びの促進や運動習慣の定着に向け、指導者の資質向上及び専門知識を有する指導者の配置を促進

体育授業をはじめとする学校教育活動に、体力向上に関する専門的知識や技能を有する指導者を派遣し、運動・スポーツ習慣の定着及び体力のさらなる向上を図ります。

イ 運動部活動の充実に向け、科学的トレーニング⁴の導入やコンプライアンス⁵徹底を促進

運動部活動において、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入により、生徒の心身の健康管理や事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶等のコンプライアンス徹底を図ります。

² スポーツツーリズム：スポーツの参加や観戦を目的として地域を訪れたり、地域資源とスポーツを融合した観光を楽しんだりすること

³ 教員の働き方改革：教師の厳しい勤務実態を踏まえて、働き方を見直すことにより、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行なうことができるようにすること

⁴ 科学的トレーニング：実証的なデータと理論により導き出された合理的なトレーニング

⁵ コンプライアンス：団体が法令や社会規範・企業倫理を守ることを意味し、法令で定められたことを守るだけでなく、社会からの要請を実践すること

ウ 効果的な発掘・育成・強化により、国際競技大会等で活躍する人材の輩出を促進

将来有望なアスリートの効果的な発掘・育成・強化を支援するシステムを構築するとともに、スポーツ医・科学（栄養管理・メンタルヘルスを含む）や情報等の活用、アスリートの海外派遣などを通じて、国民体育大会や国際競技大会等で活躍する人材の輩出に取り組みます。

3 ファミリースポーツ等の機会の充実

スポーツ庁の「スポーツ実施率向上のための行動計画（平成30年9月）」では「子供のスポーツ実施には保護者の影響も大きいことから、保護者の意識改革を促す必要もある。子供のスポーツ実施の重要性を啓発し、親子で参加できるイベントの実施などにも取り組んでいく」とあり、親子で体力の向上やスポーツに参画できる機会の工夫が求められています。

これらを踏まえ、**保護者等と一緒に**参画できるスポーツイベントやスポーツプログラムを実施する総合型地域スポーツクラブ等の質的充実に取り組みます。また、若者の貴重なスポーツ参画機会となる3×3スリーエックススリーバスケットボールやスポーツクライミング等のアーバンスポーツ⁶の環境整備に取り組みます。

[施策の方針]

ア **保護者等と一緒に**取り組む体験教室や**保護者等と一緒に**参加できるスポーツ大会の開催を推進

保護者等と一緒に参加できるレクリエーション活動や、大会等の開催を促進し、子どもの運動・スポーツ習慣を形成します。

イ **保護者だけでなく多世代で**参加できるスポーツイベントの開催や公園やオープンスペースの有効活用を推進

保護者だけでなく多世代で安全、安心して楽しく運動・スポーツに親しめるイベントの創出に取り組みます。また、運動遊びや体操、キャッチボール等を気軽にできる場として、公園やオープンスペースなどの有効活用に取り組みます。

ウ アーバンスポーツを普及し、若者や子どものスポーツへの参画機会の拡充を推進

スポーツ団体と連携のもと、アーバンスポーツを推進し、子ども・ユース世代のスポーツ参画機会の拡充を図ります。

総括指標

運動・スポーツが好きな子どもの増加

⁶ アーバンスポーツ：「速さや高さを極限まで追求し、過激で華麗な離れ業を競い合うスポーツ」の中で都市部での開催が可能なもので、音楽やファッション、アートなどの若者文化が融合したもの

政策目標 2 生涯スポーツの推進

めざすべき方向性

一人ひとりが健康でいきいきと暮らす社会「スポーツ立県ひょうご」を実現するため、成人のスポーツ実施率向上をめざし、生涯スポーツの環境整備に取り組みます。

4 誰もが気軽に参画できるスポーツ機会の充実

県民がスポーツに親しみ、スポーツへの参画を習慣づけることは、単に個々人の健康づくりだけでなく、健康寿命の延伸に寄与するという社会的な効果をもたらすものとして、今日強く期待されています。

これらを踏まえ、年齢・性別、体力や技能の程度、障害の有無にかかわらず、多くの県民が各々の興味・関心、適性に応じてスポーツに参画できる環境づくりに取り組みます。

また、「みる」スポーツの推進として、国際・全国レベルの大会招致やICT⁷等を活用した新たな観戦スタイルの確立に取り組むとともに、「ささえる」スポーツの推進として、指導者、経営人材（クラブマネージャー等）などスポーツ活動を支える人材の育成に取り組みます。

[施策の方針]

ア 多様なニーズを踏まえた気軽に参画できる運動やスポーツの環境づくりを推進

県民のスポーツの参画を促進するため、地域の多様なニーズに対応したスポーツ環境の整備やイベント等の開催促進を図ります。

イ 次世代通信技術を活用したスポーツ観戦や実施形態など、新たなスポーツ機会の創出について検証

次世代通信技術を活用し、遠隔指導等による競技力向上や、スポーツ観戦形態など、新たなスポーツ機会の創出について検証し、実用化をめざします。

⁷ ICT：「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけでなくインターネットなどの通信技術を利用した産業やサービスの総称

ウ 大規模大会やスポーツイベントを支えるスポーツボランティアの育成を促進

実施が延期となったワールドマスターズゲームズなどのスポーツイベントを通じて、大学やスポーツボランティア団体との連携を促進し、様々な場面で活躍するスポーツボランティア参画人口の増加を図ります。

5 総合型地域スポーツクラブの質的充実

総合型地域スポーツクラブが、地域スポーツの担い手として持続的に役割を果たしていくため、組織体制の見直しやスポーツに関わる多様な人材の育成など、自立的な運営を促進する環境整備や地域のニーズに応えるクラブの質的充実が求められています。

これらを踏まえ、地域スポーツに関わる多様な団体との連携（コンソーシアム⁸の形成など）を促進するとともに、経営人材（クラブマネジャー等）、指導者などの地域スポーツを支える人材の育成に取り組み、地域のニーズや課題に応じた多種目・多世代・多志向のプログラムの充実に取り組みます。

[施策の方針]

ア 地域のニーズや課題に応じた多種目・多世代・多志向のプログラムの実施を促進

地域スポーツに関わる多様な団体と連携（コンソーシアムの形成など）し、地域のニーズや課題に応じた多種目・多世代・多志向のプログラムや初心者教室・文化教室等も含め、年齢・性別、体力や技能の程度、障害の有無にかかわらず、スポーツの多様な楽しみ方が体験できるよう、総合型地域スポーツクラブの質的充実に取り組みます。

イ 経営人材（クラブマネジャー等）、指導者など地域スポーツ活動を支える人材の育成を促進

総合型地域スポーツクラブの運営を担う経営人材（クラブマネジャー等）の育成や、スポーツを「安全に、正しく、楽しく」指導し、スポーツの本質的な楽しさや素晴らしさを伝える（公財）日本スポーツ協会・（公財）日本パラスポーツ協会公認スポーツ指導者資格⁹等の取得促進を図ります。

⁸ **コンソーシアム**：本計画のコンソーシアムとは、スポーツに関わる団体・行政・企業等（あるいはこれらの任意の組み合わせ）から形成され、共通の目的に沿って活動する共同事業体

⁹ **（公財）日本スポーツ協会・（公財）日本パラスポーツ協会公認スポーツ指導者資格**：スタートコーチ、コーチ1～4、クラブマネジャー、アシスタントマネジャー等

6 行政、スポーツ団体、大学、民間事業者の連携強化

地域スポーツ関係者や大学、地元企業との連携を深めることは、地域スポーツ環境の充実やスポーツ人口の拡大に繋がり、地元チームを応援するふるさと意識の醸成や地域に根付いた愛される企業・大学として定着するなどの好循環の創出が期待できます。

これらを踏まえ、行政や大学、スポーツ団体等にも働きかけながら「官民学産¹⁰」による連携の強化を図り、地域コミュニティの再生、地域スポーツの活性化に取り組みます。

また、大学やボランティア団体との連携により、ワールドマスターズゲームズ等の大規模スポーツイベントにおける、ボランティア参画人口の増加に取り組みます。

[施策の方針]

ア 国際競技大会等の招致やイベントを通じたスポーツツーリズムを推進

国際・全国レベルの大会や合宿の積極的な招致と持続可能なイベントや大会の開催を通じたスポーツツーリズムを推進し、交流人口の拡大と地域コミュニティの形成・強化に取り組みます。

イ 持続可能なスポーツイベントでのボランティア参画人口の増加を推進

ワールドマスターズゲームズをスポーツボランティア普及の好機と捉え、大学やスポーツボランティア団体との連携を促進し、様々な場面で活躍するスポーツボランティア参画人口の増加を図ります。

総括指標

成人のスポーツ実施率の向上

¹⁰ 官民学産：官（行政）民（スポーツ団体）学（大学等）産（民間事業者）の四者

政策目標 3 競技スポーツの推進

めざすべき方向性

県民に、夢と感動を与えるアスリートを輩出するため、国民体育大会をはじめ国内外の大会で入賞等をめざし、ジュニア期からトップレベルに至るまでの強化システムの充実に取り組みます。

7 次世代アスリートの発掘・育成

本県ゆかりのアスリートが活躍する姿は、次代を担う子どもたちにふるさと意識を醸成するとともに、スポーツへの夢を与え、スポーツに取り組むきっかけとなります。このため、優れた素質を有するアスリートが、一貫した指導理念に基づいて、トップアスリートへと育成されるシステムの構築が求められています。

また、体力や運動のポテンシャルが高いアスリートが、気づかなかった自分自身の可能性や競技との適性を知ることで新たなステージでの活躍が期待できます。

これらを踏まえ、スポーツ団体との連携のもと、将来有望なアスリートの効果的な発掘・育成を支援するシステムの構築等に取り組みます。

[施策の方針]

ア 一貫した指導体制を活用し、ジュニア期からの系統的かつ計画的な選手発掘を推進

各競技団体に一貫指導体制を構築し、発達段階に応じたスポーツ体験教室、ジュニア教室等の開催により、ジュニア期から系統的かつ計画的な選手の発掘を図ります。

イ 子どもの才能を育成するため、より高いレベルで活躍できる機会の充実に促進

スポーツ団体と連携し、将来オリンピック、国際競技大会で活躍できるアスリートを育成するため、ジュニア選手の埋もれた能力を他競技に活かすなどの選手の発掘を図ります。

8 アスリートの育成と強化環境の整備

競技力向上を図る上で、強化活動全体を統括し、卓越した知見やノウハウを有するトップコーチや専門的な分野からサポートする医・科学スタッフなど、強化に関わる多様な人材育成及びこれら人材を配置した競技別強化拠点の整備が求められています。

また、女性指導者の割合は、男性と比較すると依然として低い状況にあり、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性指導者の養成が求められています。

これらを踏まえ、世界の第一線で活躍する本県選手を一人でも多く輩出できるよう、ジュニア期からトップレベルに至る戦略的で効果的な育成・強化システムの構築、スポーツ医・科学サポートの充実、女性スポーツの推進に取り組みます。

また、ガバナンスコード¹¹の策定とコンプライアンスの徹底などの環境整備を推進し、体罰やハラスメント行為等の防止に取り組みます。

[施策の方針]

ア スポーツ医・科学や情報の活用、海外派遣を通じ、国際競技大会等で活躍する人材の輩出を推進

競技団体の特性を踏まえた強化支援やスポーツ医・科学（栄養管理・メンタルヘルスを含む）などの専門的な分野からサポートするスタッフの配置など、多面的で高度なアスリート支援の充実により、国民体育大会や国際競技大会等で活躍する人材の輩出に取り組みます。

イ 医・科学スタッフなど強化に関わる多様な人材を活用した競技別強化拠点の整備を促進

競技力強化だけでなく、豊かな人間性を兼ね備えたアスリートの育成に関して、卓越した知見を有するトップ指導者を育成するとともに、スポーツ医・科学（栄養管理・メンタルヘルスを含む）や情報等を活用した競技別強化拠点の整備に取り組みます。

ウ スポーツ団体におけるガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底

各スポーツ団体にスポーツ庁が定めるガバナンスコードの策定を促進するとともに、組織マネジメント（組織運営に関する法的知識、適切な経理処理等）やフィールドマネジメント（アンチ・ドーピング、暴力行為・ハラスメントの防止等）に関する研修会等の開催を支援するなど、ガバナンス強化とコンプライアンス徹底に取り組みます。

¹¹ ガバナンスコード：スポーツ庁が策定したスポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範

エ 次世代通信技術等を活用し、遠隔指導等による競技力の向上を促進

遠隔地においても高度な指導を受けられるように、次世代通信技術やA Iカメラを活用した競技分析、技術指導等の実用化に取り組み、県全域における競技力の向上を促進します。

9 トップアスリートが活躍できる場の支援

県民がアスリートを応援することは、アスリートの力となり、さらなる活躍が期待されるだけでなく、応援を通じて人々が結び付くなど、地域に活力をもたらします。

また、トップアスリートの技術や経験、人間的な魅力は社会的な財産であり、それらを地域スポーツに還元することは、スポーツの活性化と競技人口の裾野拡大につながるとともに、次世代アスリートの発掘・育成にも寄与します。

これらを踏まえ、スポーツ団体や地域と連携を図りながら、継続して開催される国際・全国レベルの大会の招致を促進するとともに、アスリートと地域・企業とのマッチングを推進し、地域でのスポーツ指導に関わる機会の拡大など、キャリア形成¹²の支援に取り組みます。

[施策の方針]

ア 継続して開催される国際・全国レベルの大会やイベントの招致を促進

国際・全国レベルの大会や合宿の積極的な招致を行い、選手が活躍する場の創出や、県民がスポーツに参画する機運の醸成を図ります。

イ 地域スポーツの推進に向け、トップアスリートの活用を推進

オリンピックやパラリンピアンによるスポーツ教室や講演会等を通じて、地域スポーツの推進を図ります。

総括指標

国民体育大会をはじめ国内外の大会で顕著な成績をおさめる兵庫ゆかりの選手の増加

¹² キャリア形成：多くの一般的なアスリートの現役生活を持続させるための就労や、引退後のセカンドキャリア。具体的には、競技指導者やスポーツ団体での役職における雇用機会の充実や関係スポーツ団体と連携して地域スポーツへの幅広い活躍の場を形成すること

政策目標 4 障害者スポーツの推進

めざすべき方向性

障害者の社会参加を促進するため、障害者スポーツの参画人口の拡大をめざし、障害者がスポーツに触れる機会の拡充や競技力の向上に取り組みます。

10 障害者スポーツの裾野拡大

障害者のスポーツ参画を促進するためには、公共体育施設等のハード・ソフト両面からの環境整備や、より身近な地域で継続的にスポーツに親しめる環境の整備が求められています。

これらを踏まえ、関係団体との連携促進や情報発信によるソフト面の強化、県立施設における用具整備といったハード面の強化など、多面的な施策により障害者のニーズや意欲に合ったさらなるスポーツ環境の充実に取り組みます。

また、地域のスポーツにおいて特別支援学校等を活用した障害者や地域住民がスポーツできる拠点の整備に取り組みます。

[施策の方針]

ア 情報発信の強化や障害者スポーツ関係団体における連携体制の構築促進、一般スポーツ競技者・団体との交流による生涯を通じたスポーツ機会の提供

スポーツ関係部局・団体と障害福祉部局・団体、特別支援学校等による連携・協働体制の構築や情報共有・発信力の強化を促進し、障害者スポーツを総合的に振興することにより、中途障害者も含め幼少期から高齢期を通じた、障害者のニーズや意欲に合ったスポーツ機会を提供します。

イ 特別支援学校や県立施設への用具整備等によるスポーツ環境の充実

県立施設等に障害者スポーツ用具等の設備を整備することにより、障害児や障害者のスポーツ環境を充実させます。

ウ 特別支援学校の拠点化による、障害者がスポーツに親しむ環境の促進

特別支援学校において、在校生・卒業生及び地域住民のスポーツに親しめる拠点となることを支援することにより、身近な地域で障害者がスポーツに親しむ環境を整備します。

※ e スポーツについては、障害者がスポーツに参画する有効な手段の1つとなることから、国の動向を踏まえ検討します。

11 障害者スポーツの競技力向上

近年、障害者スポーツにおける競技性が著しく向上していることから、将来有望な選手の発掘や競技力向上に向けた施策の充実が求められています。

これらを踏まえ、団体や特別支援学校等の連携による情報共有等によるアスリートの効果的な発掘・育成を支援するシステムの構築に取り組みます。

また、障害者スポーツ種目への専門的な知識も兼ね備えた指導者の育成に取り組みます。

[施策の方針]

ア 地域ネットワークを活用したアスリートの発掘・育成を推進

地域ネットワークを活用したアスリートの発掘とともに、将来有望なアスリートの効果的な発掘・育成を支援するシステムを構築します。また、既に一定の競技経験を有するアスリートの意欲や適性を踏まえた種目転向を支援します。

イ 障害者スポーツに関わる指導者の養成を促進

(公財)日本パラスポーツ協会等の関係団体と連携して、障害者スポーツ指導者の養成を拡充するとともに、障害者スポーツ指導者の活用を推進します。

12 障害者スポーツへの理解促進

障害者のスポーツを通じた社会参加を促進するためには、健常者の障害者スポーツへの理解が求められています。

これらを踏まえ、各スポーツ団体や特別支援学校等と連携を図り、理解促進に向けた施策を推進するとともに、総合型地域スポーツクラブの指導者や体育施設の職員などへの障害者スポーツへの理解を深めるための施策を実施します。

また、障害者と健常者がともにスポーツをする機会の充実や障害者スポーツ体験会等を支援し、障害者スポーツの普及啓発や県民の理解促進に取り組みます。

[施策の方針]

ア 関係団体への差別的取扱いの防止・合理的配慮の取組要請の周知・啓発を促進

施設管理者及び総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ団体関係者に対し「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨について周知・啓発し、障害者の不当な差別的取扱いの防止や合理的配慮の取組を要請することにより、スポーツ施設における障害者の利用を促進させ、障害者が身近な地域でスポーツに親しむ環境を整備します。

イ 関係者の連携による普及啓発を通じた県民の理解促進

総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ推進委員、障害者スポーツ指導員等と連携し、障害者スポーツの普及啓発を行うことにより県民の理解促進を図り、障害者と健常者がともにスポーツに参画する環境を整備します。

ウ 総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加促進及びスポーツ体験会等への支援推進

総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ推進委員等と連携し、障害者スポーツの普及啓発を行い、総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加を促進するとともに、小中学校での普及啓発事業等を実施することにより、県民の理解促進に取り組みます。

総括指標

障害者スポーツの参画人口の拡大